

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和7年版

評価対象材料名	トイレブース
細 目	—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【トイレブース】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版20章2節に規定するトイレブースとし、使用用途は一般庁舎用とする。

2. 適用する規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・ JIS A 1510-2 : 2019 「建築用ドア金物の試験方法―第2部：ドア用金物」
- ・ JIS A 1530 : 2014 「建具の開閉繰返し試験方法」
- ・ JIS A 5905 : 2022 「繊維板」
- ・ JIS A 5908 : 2022 「パーティクルボード」
- ・ JIS A 6512 : 2007 「可動間仕切」
- ・ JIS A 6901 : 2024 「せっこうボード製品」
- ・ JIS A 6931 : 1994 「パネル用ペーパーコア」
- ・ JIS A 9504 : 2017 「人造鉱物繊維保温材」
- ・ JIS A 9511 : 2017 「発泡プラスチック保温材」
- ・ JIS G 3101 : 2022 「一般構造用圧延鋼材」
- ・ JIS G 3131 : 2024 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3141 : 2021 「冷間圧延鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3302 : 2022 「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3312 : 2019 「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3313 : 2021 「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4304 : 2021 「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4305 : 2021 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS H 4000 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」
- ・ JIS H 4100 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
- ・ JIS K 6744 : 2019 「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」
- ・ JIS K 6902 : 2022 「熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法」
- ・ JIS K 6903 : 2022 「熱硬化性樹脂高圧化粧板」

（3）日本農林規格

- ・ JAS 0233-1 : 2024 「合板―第1部：一般要求事項」
- ・ JAS 0233-2 : 2024 「合板―第2部：試験方法」

3. 令和4年度版からの主な改定

（1）JIS改正による見直し

- a. JIS A 5905、JIS A 5908、JIS G 3101、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3313、JIS G 4305、JIS H 4000、JIS H 4100、JIS K 6903 の年版のみ変更

4. 令和5年度版からの主な改定

（1）JAS改正による見直し

- a. JAS 0233 の年版のみ変更

（2）記載内容の整理

- a. 「性能」と「試験性能」の規定が重複していたため、「表面材の性能」として記載
- b. 「パネル表面材の加工・組立」の規定の表現を、変更
- c. 「開閉耐久性」の規定について、別紙「試験方法の補足事項」に記載されていた内容に変更

5. 令和6年度版からの主な改定点

- (1) JIS 改正による見直し
 - a. JIS A 6901、JIS G 3131 の年版のみ変更
- (2) 内容の見直し
 - a. 「品質」「ホルムアルデヒド」の規定について、標仕に整合させるため、変更

6. その他

- (1) 「表示項目」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- (2) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (3) 赤字は、令和4年版からの改定箇所を示す。

評価基準

トイレブース

1

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
材 料	パ ネ ル	表 面 材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板またはメラミン樹脂系単一材とすること。	
		裏 打 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、防食処理および防錆処理を施した材料とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		心 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		枠 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とすること。	
		エ ッ ジ 材	同 上	
	構 造 金 物	笠 木	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、耐食性のあるものとすること。	
		壁 見 切 り 金 物	同 上	
		頭 つ な ぎ 等	同 上	
		脚 部	JIS G 4305 に規定する SUS304、SUS430J1L または SUS443J1 とし、仕上げは HL とすること。	
		頭 つ な ぎ 等 を 取 り 付 け る 小 ね じ の 類	ステンレス製	
	付 属 金 物	ヒ ン ジ	耐食性のあるものとすること。	
		ラ ッ チ セ ッ ト	同 上	
		戸 当 り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあること。	
		戸 当 り 部 ゴ ム	使用に十分耐える材質であること。	
品 質	パ ネ ル の 外 観		人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起、ばりのないこと。	
	金 物		使用上有害な傷、す等の欠点のない良質なものであること。	
	ホルムアルデヒド	パ ネ ル	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	
		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	
		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	

項目			品質・性能	備考
表面材の性能	耐薬品性、耐汚染性および耐ひっかき性	メラミン樹脂系化粧板・メラミン樹脂系単一材	(耐薬品性および耐汚染性のみ) JIS K 6903 の「表6 品質」の「耐汚染性 (C法)」に規定された次の項目を満足していること。 1. JIS K 6902 の「表9—汚染材料及び放置時間」に規定された汚染材料のうち、汚染材料番号3、6、7、8、9、10、17の試験結果の判定は「変化なし」であり、汚染材料番号1、2、4、5、11、12、13、14、15、16、18の試験結果の判定は「変化なし」または「軽微な変化」であること。	
		低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MDFおよびポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの規定を満足していること。	
		ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS 0233-1の「5.6.4.7耐汚染性」のb)および「5.6.4.5引きかき硬度」のb)に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 汚染B試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。 2. 引きかき硬度B試験の結果、試験片につけたきずの深さの平均値が10μm以内であること。	
		ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905の「表18—化粧MDFの品質」に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 耐酸性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐汚染性：汚染用グレースケール3号以上。 4. 耐引ひかき性：著しく目立つきず跡が付かないこと。	
		ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908の「表11—化粧パーティクルボードの性能」に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 耐酸性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐汚染性：グレースケール3号以上。 4. 耐引ひかき性：著しいきず跡が付かないこと。	
加工・組立	パネル・扉	表面材の接着方法	骨組に接着剤を用いて圧着すること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		小口の防水処理	施してあること。	
		金物取合い部の補強	必要に応じ、施してあること。	
	施工誤差への対応性 [表示項目]		申請者の規定による。	
性能	開閉耐久性 (開閉回数:10万回)	パネルの状態	試験後、開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。	
		構造金物・固定金具	試験後、ゆるみが生じないこと。	

項目	品質・性能	備考
試験方法	1. パネルの耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかかり性試験は、表面材に対応する次の試験方法による。 (1) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系単一材 JIS K 6902の「20耐汚染性」の「20.4C法」による。 (2) 低圧メラミン樹脂系化粧板 次の(3)～(5)のいずれかの試験方法による。 (3) ポリエステル樹脂系加工化粧板 JAS 0233-2の「4.19.1試験片の作成」および「4.19.2.2汚染B試験」ならびに「4.17.1試験片の作成」および「4.17.2.2引きかき硬度B試験」による。 (4) ポリエステル樹脂系化粧MDF JIS A 5905の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.22耐酸性試験」、「7.23耐アルカリ性試験」、「7.24耐汚染性試験」および「7.26耐引っかかり性試験」による。 (5) ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード JIS A 5908の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.17耐酸性試験」、「7.18耐アルカリ性試験」、「7.19耐汚染性試験」および「7.21耐引っかかり性試験」による。 2. 開閉耐久性試験は、JIS A 1530および別紙「試験方法の補足事項」による。また、試験体のうち、扉については、申請品のうち最大重量のものとする。 3. ヒンジの繰返し開閉試験は、JIS A 1510-2の「5.2試験条件」および「6.1丁番の繰返し開閉試験」による。 4. 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2の「5.2試験条件」および「6.2戸当りの衝撃試験」による。 5. 1. については表面材メーカーの試験データーを添付することとし、3. および4. については金物メーカーの試験データーを提出することとする。 6. 試験体は、別紙「試験方法の補足事項」による。	

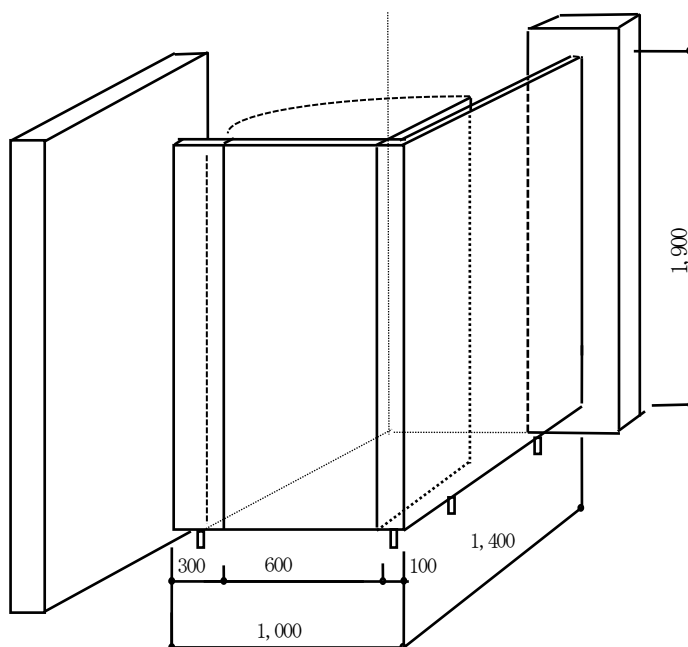
(参 考) JIS A 6512 「表 9—材料」

材 料	規 格
鋼	JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312、JIS G 3313、JIS K 6744
ステンレス鋼	JIS G 4304、JIS G 4305
アルミニウム合金	JIS H 4000、JIS H 4100
ガラス	JIS R 3202、JIS R 3203、JIS R 3204、JIS R 3205、JIS R 3206、JIS R 3208、JIS R 3209
ボード	JIS A 5905、JIS A 5908、JIS A 6901
木材・合板	日本農林規格 素材、集成材、合板
その他	JIS A 6931、JIS A 9504、JIS A 9511

試験方法の補足事項

1. 試験体について

- (1) 標準的に使用されるブース寸法により、条件の最も劣性な形状のL字形とする。
- (2) 開閉耐久性試験の試験体は、申請品の中で扉重量の最大のものとする。
- (3) 脚部の種類は、申請品と同様とする。



2. 開閉耐久性試験について

- (1) 固定方法はアンカーによる。(床は、コンクリートとする。)
- (2) 仮設の壁は、形鋼等にスタッドを取り付けP B12mm 貼りに申請品を通常の施工方法により取り付ける。